

第1部 2001～2002年の海外情勢

第2章 労働条件等の動向と対策

第1節 主要先進国及びEU

アメリカ

1 賃金・物価

週当たり名目賃金(民間非農業、生産・非監督的労働者)の推移をみると、1999年以降3%台で推移している。

一方実質賃金の伸び率は徐々に減少していたが、2001年後半は増加に転じた。

産業別名目賃金の水準を比較すると、2000年は小売業を除く全ての産業で伸び率が上昇しており、特に運輸・公益業と鉱業の上昇が目立つ。産業別の賃金水準を比較すると、卸売業、小売業、金融・保険・不動産業及びサービス業は、依然として製造業よりも賃金水準は低く、特に小売業は製造業の半分以下の水準となっている。

民間従業員の労働費用についてみると、2001年では時間当たり22.15ドルで、前年比0.99ドル増加した(1999年から2000年にかけては0.87ドルの増加)。

表1-27 アメリカの名目賃金及び消費者物価上昇率の推移

表1-27 アメリカの名目賃金及び消費者物価上昇率の推移

(%)

	1998年	1999	2000	2001				
				3月	6	9	12	
賃金上昇率(名目)	4.0	3.3	3.8	3.3	3.7	3.4	3.5	3.6
賃金上昇率(実質)	2.4	1.1	0.4	0.5	0.8	0.2	0.9	2.0
物価上昇率	1.6	2.2	3.4	2.8	2.9	3.2	2.6	1.6

資料出所：アメリカ労働省「Employment and Earnings」
アメリカ商務省ホームページ

注1 数値は前年比または前年同期比

2 賃金は、民間非農業、生産・非監督的労働者の週当たり名目賃金(季調値)である。

3 実質賃金上昇率は、各年・各月の賃金上昇率を対応する年・月の物価上昇率でデフレートして算出した。

表1-28 アメリカの産業別名目賃金の推移

表1-28 アメリカの産業別名目賃金の推移

(ドル、%)

	95年	96年	97年	98年	99年	2000年
産業計	394.34	406.61	424.89	442.19	456.78	474.38
鉱業	683.91	707.59	733.21	742.35	736.56	743.04
対前年増減比	2.6	3.5	3.6	1.2	-0.8	0.9
対製造業計指数	132.9	133.2	132.6	132.0	127.1	124.2
建設業	587.00	603.33	625.56	646.13	672.13	702.68
対前年増減比	2.4	2.8	3.7	3.3	4.0	4.5
対製造業計指数	114.1	113.6	113.1	114.9	116.0	117.5
製造業	514.59	531.23	553.14	562.53	579.63	598.21
対前年増減比	1.5	3.2	4.1	1.7	3.0	3.2
対製造業計指数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
運輸・公益業	556.72	572.22	592.32	604.75	607.20	626.09
対前年増減比	1.8	2.8	3.5	2.1	0.4	3.1
対製造業計指数	108.2	107.7	107.1	107.5	104.8	104.7
卸売業	476.07	492.92	516.48	538.88	558.80	585.20
対前年増減比	2.8	3.5	4.8	4.3	3.7	4.7
対製造業計指数	92.5	92.8	93.4	95.8	96.4	97.8
小売業	221.47	230.11	240.74	253.46	263.61	273.39
対前年増減比	2.3	3.9	4.6	5.3	4.0	3.7
対製造業計指数	43.0	43.3	43.5	45.1	45.5	45.7
金融・保険・不動産業	442.29	459.52	481.57	512.15	529.24	547.04
対前年増減比	4.4	3.9	4.8	6.4	3.3	3.4
対製造業計指数	85.9	86.5	87.1	91.0	91.3	91.4
サービス業	369.04	382.00	400.33	418.58	435.86	454.86
対前年増減比	2.9	3.5	4.8	4.6	4.1	4.4
対製造業計指数	71.7	71.9	72.4	74.4	75.2	76.0

資料出所：アメリカ労働省「Employment and Earnings」

注1 賃金は、民間非農業、生産・非監督的労働者の週当たり名目賃金。

注2 「対製造業計指数」は、製造業の賃金を100とした場合の指数。

表1-29 アメリカの民間非農業用者の時間当たり労働費用

表1-29 アメリカの民間非農業雇用者の時間当たり労働費用

(ドル、%)

	実数			構成比		
	1999年	2000年	2001年	1999年	2000年	2001年
合計	20.29	21.16	22.15	100.0	100.0	100.0
基本賃金	14.72	15.36	16.07	72.5	72.6	72.6
基本賃金以外	5.58	5.80	6.08	27.5	27.4	27.4
有給休暇	1.34	1.42	1.51	6.6	6.7	6.8
長期休暇	0.62	0.65	0.70	3.1	3.1	3.2
短期休暇	0.46	0.48	0.51	2.3	2.3	2.3
病欠休暇	0.20	0.21	0.23	1.0	1.0	1.0
その他	0.07	0.07	0.08	0.3	0.3	0.4
補足的給付	0.51	0.55	0.56	2.5	2.6	2.5
奨励金	0.21	0.22	0.22	1.0	1.0	1.0
交替手当	0.05	0.05	0.05	0.2	0.2	0.2
一時金	0.25	0.28	0.29	1.2	1.3	1.3
保険	1.29	1.36	1.46	6.4	6.4	6.6
年金及び貯蓄	0.76	0.77	0.78	3.7	3.6	3.5
法定福利費	1.65	1.67	1.73	8.1	7.9	7.8
社会保険	1.18	1.22	1.28	5.8	5.8	5.8
連邦失業保険	0.03	0.03	0.03	0.1	0.1	0.1
州失業保険	0.09	0.09	0.09	0.4	0.4	0.4
労災保険	0.35	0.33	0.34	1.7	1.6	1.5
その他	0.03	0.03	0.03	0.1	0.1	0.1

資料出所：アメリカ労働省労働統計局ホームページ

第1部 2001～2002年の海外情勢

第2章 労働条件等の動向と対策

第1節 主要先進国及びEU

アメリカ

2 労働時間

週当たり支払い労働時間(民間非農業、生産・非監督的労働者)は、2001年は前年比0.3時間減の34.2時間となった。

製造業の支払い労働時間をみると、ここ数年42時間程度で、ほぼ横這いに推移してきたが、2001年は前年比0.9時間減の40.7時間となった。

表1-30 アメリカの支払い労働時間の推移

(時間)

	1998年	1999	2000	2001				
				3月	6	9	12	
支払い労働時間(民間非農業)	34.6	34.5	34.5	34.2	34.3	34.2	34.1	34.2
(製造業)	41.7	41.7	41.6	40.7	41.0	40.7	40.6	40.7
所定外労働時間	4.6	4.6	4.6	3.9	4.1	3.9	3.9	3.9

資料出所：アメリカ労働省「Employment and Earnings」

注1 民間非農業、生産・非監督的労働者の週当たり支払い労働時間である。

注2 「所定外労働時間」は、製造業の数値である。

注3 2001年の年数値及び12月期の数値は概算値である。

第1部 2001～2002年の海外情勢

第2章 労働条件等の動向と対策

第1節 主要先進国及びEU

アメリカ

3 労働災害

2000年における休業災害件数は、166万件で昨年に続き過去最低記録を更新した。また、発生率(フルタイム労働者100人当たりの休業災害発生件数)は1.8件であった。発生率を産業別にみると、建設業3.2件(1999年3.1件)、運輸・公益業3.1件(1999年3.1件)、農林水産業2.5件(1999年2.4件)などが高い。

労災死亡統計

2001年8月14日、労働省労働統計局は2000年労働災害統計(死亡)を発表したところ、その概要以下のとおり。

2000年の死亡災害は5,915件で、雇用の全般的増加にかかわらず前年(6,023件)比2%減少した。また、死亡災害の最も多いハイウェイでの交通事故による災害が92年に調査を開始して以来初めての減少となり、感電・火災・爆発・物・器具との接触による死亡災害が減少した一方で、墜落、殺人によるものが増加している。

事故の型別としては、ハイウェイの衝突は9%減少したが、引き続き死亡災害中最も多い。(1,363件)このほか車両・動力機械との衝突が減少した一方、ハイウェイ以外での事故(トラクターの転倒、動力装置からの転落等)は1999年の352件から399件へと増加している。墜落は、734件と13件増加し、過去最高を記録し、こめうち最も多いのは高所からの墜落(659件)である。このうち、停止車両からの墜落は増加したが、足場、桁屋根からの墜落は減少した。殺人は、677件と6年ぶりに増加した。(1999年651件)ただし最高を記録した1994年の1,080件に比べると37%低い水準となっている。感電は過去最低の水準となった(256件)。また、火災及び爆発は過去最高を記録した前年実績から最低水準へと激減した(216件から177件)。物及び器具への接触も減少したが(1,005件)、依然として死亡災害全体の6分の1を占めている。

死亡災害の発生件数を産業別にみると、建設業は全産業中最も多いが、2000年は3%減と1996年以降初めて減少し(1,154件)、また、製造業(7%減、688件)及び農林水産業(12%減、720件)で過去最低を記録した。しかし、鉱業は石油及びガス掘削を中心に28%増加(156件)、小売業は殺人の増加を反映して16%増加(594件)、サービス業は4%増加(768件)した。サービス業を業種別にみると、ビジネス・サービスでは、人材派遣サービスを中心に24%増加し(199件)、教育サービス及び会員組織でも増加した一方、保健サービス、対人サービス及び娯楽・レクリエーション・サービスで減少となった。

死亡災害率(労働者10万人当たりの発生件数)でみると、鉱業は(30.0で全産業中最も高い)、農業、建設業及び運輸業で上昇し、一方、サービス業、小売業は災害件数の増加にかかわらず、比較的低い水準にとどまっている(サービス業2.0、小売業2.7)。

死亡災害の発生件数を職業別にみると、運転・加工・労務職は死亡災害の最も多い職種で全体の3分の1を占めるものの前年に比べ4%減少(2118件)した。サービス職は警察・探偵での増加にかかわらず減少(431件)した。また、農林水産職は904件から804件へと11%激減した。その他の管理・専門職、技術・販売・事務職では、増加した。

死亡災害の発生件数を職業別の細分類でみると、トラック運転手が最も多いが、2000年は5%減少し、パ

イロット・ナビゲーターは1999年の94件から130件へと38%の大幅増となった。

死亡災害の発生件数を人種別にみると白人、黒人で減少したが、ヒスパニックでは、1999年の729件から815件へと12%の大幅増となった。これは建設業でヒスパニック労働者の死亡災害が24%増加したことが要因となっている。(ヒスパニックの雇用は全国で6%増加)。

性別にみると男性は3%減少したものの、女性は微増となっている。

その他請負労働者は3%増であるが、全雇用の7%を占めるにすぎない請負労働者の死亡災害全体に占める割合は20%と高くなっている。

死亡者数で見ると、1日16人の労働者が労災で死亡する計算となっている。また一つの災害で2人以上が死亡する災害は214件(531人が死亡)で1999年の235件(617人が死亡)に比べ減少している。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1部 2001～2002年の海外情勢
第2章 労働条件等の動向と対策
第1節 主要先進国及びEU
イギリス

(注1)低賃金委員会

1997年に発足した三者構成の委員会。最低賃金額等について大臣の諮問を受け、首相及び大臣に対し答申を行う。大臣は委員会の答申に必ずしも従う必要はないが、その場合は議会に対し理由を述べなければならない。委員会では答申に先立ち、労使団体や企業等からヒアリングを行う。

(注2)2000年12月7日、貿易産業省は、出産・育児のための親に対する支援や職場での親に対する支援の内容を盛り込んだ「仕事と親：競争と選択(Work and Parents Competitiveness and choice)」と題するグリーンペーパーを発表し、「仕事と生活のバランス」というテーマにつきパブリックコメントを求め、協議は2001年3月7日で締め切られていた。今回成立した法律中、出産休暇及び父性出産休暇等に係る条項は、当該グリーンペーパーを受けたものである。

第1部 2001～2002年の海外情勢

第2章 労働条件等の動向と対策

第1節 主要先進国及びEU

イギリス

1 賃金・物価

名目賃金上昇率は2000年には4.5であったが、2001年は4.3%と伸び率が低下した。一方、消費者物価上昇率も2000年の3.0%から2001年の1.8%へと伸び率が低下した。この結果、実質賃金上昇率は、2000年の1.5%に対して2001年は2.5%と伸び率が上昇した。

第1部 2001～2002年の海外情勢
第2章 労働条件等の動向と対策
第1節 主要先進国及びEU
イギリス
2 労働時間

2001年のフルタイム雇用者の週当たり実労働時間は39.8時間(うち所定外労働時間は1.9時間)となった。職種別にみると、ブルーカラー労働者は43.5時間、ホワイトカラー労働者は38.1時間であった。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1部 2001～2002年の海外情勢

第2章 労働条件等の動向と対策

第1節 主要先進国及びEU

イギリス

3 労働災害

2000年度(2000年4月～2001年3月)の労働者死亡災害発生件数は295件となり、前年度(1999年4月～2000年3月)の220件から大幅に増加した。内訳は、被用者215件(前年度比53件増)、自営業者80件(前年度比22件増)となっている。

また、2000年度の労働者10万人当たりの死亡災害発生率は1.1%(前年度比0.3ポイント増)となっており、内訳は、被用者0.9%(前年度比0.2ポイント増)、自営業者2.4%(前年度比0.7ポイント増)である。

(資料出所：健康安全局「Safety Statistics Bulletin 2000-01」)

表1-31 イギリスの賃金・消費者物価上昇率の推移

表1-31 イギリスの賃金・消費者物価上昇率の推移

(%)

項目	1998年	1999	2000	2001				
				3月	6	9	12	
賃金上昇率(名目)	5.1	4.8	4.5	4.3	4.1	4.8	4.3	2.1
賃金上昇率(実質)	1.7	3.3	1.5	2.5	1.9	2.9	2.6	1.4
小売物価上昇率	3.4	1.5	3.0	1.9	2.5	1.9	1.8	1.0

資料出所：国家統計局「Labour Market Trends」

注1 賃金上昇率はグレートブリテンの数値。

2 実質賃金上昇率は、各年、各四半期の賃金上昇率に対応する年、四半期の物価上昇率でフレートして算出した。

3 前年(同期)比。

表1-32 イギリスの週当たり実労働時間の推移

表1-32 イギリスの週当たり実労働時間の推移

(時間)

年	計	ブルーカラー	ホワイトカラー
1998	40.2 (2.3)	44.1 (4.7)	38.1 (0.9)
1999	40.0 (2.1)	43.6 (4.3)	38.1 (0.9)
2000	39.8 (1.9)	43.5 (4.1)	38.0 (0.8)
2001	39.8 (1.9)	43.5 (4.2)	38.1 (0.8)

資料出所 国家統計局「New Earnings Survey」

注1 グレートブリテン地域の全産業におけるフルタイム雇用者

2 カッコ内の数値は所定外労働時間で内数

3 各年4月の数値

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1部 2001～2002年の海外情勢

第2章 労働条件等の動向と対策

第1節 主要先進国及びEU

イギリス

4 労働条件対策

(1) 若年労働者の最低賃金額の引上げ

2001年6月21日、ヒューイット貿易産業大臣は、下院において18歳から21歳の若年労働者の最低賃金を、2001年10月1日から時給を9%引き上げ、現行の時給3.2ポンド(約559円1ポンド=約174.7円2001年6月)から時給3.5ポンド(約611円)とすることを発表した。併せて、経済状況が許せば、来年10月にさらに10ペンス引き上げ、3.6ポンド(約629円)にすることも発表した。この最低賃金は、労働者が22歳であっても、新しい雇い主の下で新しい仕事に就いて最初の6ヵ月以内の者、及び認定訓練を受けている者には適用することができる。

若年労働者の最低賃金引上げは、ヒューイット貿易産業大臣が低賃金委員長会(注1)の勧告を受け入れたもので、これにより恩恵を受ける若年労働者は14万人程度と見られている。

なお、21歳の若年労働者について、22歳以上の一般労働者の最低賃金金額を適用すべきとする低賃金委員会に勧告については受け入れず、現行体系を維持するものとした。

22歳以上の労働者の最低賃金額については、2001年3月6日に、労働党が6月の選挙を意識して選挙民にアピールするため、10月1日から現行時給3.7ポンド(約646円)から4.1ポンド(約716円)に引き上げられることが発表されていたが、今回の発表はその残余部分であり、概ね22歳以上の労働者の引上げ額、時期に連動させたものとなっている。

労働組合は、これまで一貫して若年労働者と22歳以上の労働者を区別するべきでないとする主張してきた。また、低賃金委員会は勧告の度に21歳を22歳以上のレートに含めるべきと勧告しているが、労働党政府はいずれも受け入れていない。

(2) 新たな雇用法の成立

2001年雇用法案(Employment Bill 2001)が、2001年11月8日下院議会の第一読会に提出された。その後、2002年2月14日には上院議会で提出され、7月8日に2002年雇用法(Employment Act 2002)として成立した。政府は、この法律は労使関係の改善を目的としており、労使紛争解決、仕事と親(注2)、スキルレベルの向上など多岐に渡っていると述べている。政府の発表によると法律の主な内容は、以下のとおり。

なお同法は、現行の雇用権利法(Employment Rights Act)、雇用審判所法(Employment Tribunals Act)の

改正等を行うものである。

2002年雇用法の概要

1 出産、育児のための親に対する支援

- (1) 女性労働者に対する6ヵ月間の有給の出産休暇及びこれに引き続く6ヵ月間の無給め出産休暇の付与(現行は有給出産休暇18週間のみ)
- (2) 男性労働者に対する2週間の有給の父性出産休暇の付与
- (3) 養父母となる労働者への上記と同様の出産休暇の付与
- (4) 現在、女性労働者が出産休暇を取った場合に支払われている給付額の引上げ
- (5) 事業主への出産休暇手当の払い戻し(小規模企業に対しては100%)

※ 政府は、2003年4月から、年間新たに350,000人以上の女性労働者と約450,000人の男性労働者が、これらの制度の恩恵を被ることになっているとしている。

2 個別労使紛争の早期解決に向けた改革

- (1) 雇用審判所への申立前に、労働者が事業主に対して苦情申立を提起しなければならないことを要件化
- (2) 職場レベルでの紛争解決に対する支援のための最小限の内部規律と苦情処理手続きの導入
- (3) 時宜を得た紛争解決を促すための調停期間の設定
- (4) 迅速な処理システム及びその他雇用審判所の現代化のための措置

3 その他

- (1) 労働組合員に教育訓練に係る情報を提供する等のための労働組合の教育訓練関係代表者に対する休暇制度の制定
- (2) 同一賃金に関する訴えに対する調査票様式の策定
- (3) 就労年齢にある者に対する給付金(所得補助、就労不能手当等)を受けている者の配偶者に対する仕事に焦点を当てた面接の導入

当該雇用法を所管する貿易産業省のヒューイット大臣は、政府は、家族のある労働者のための環境整備とビジネスに関する規則の簡素化を進めなければならないと述べた上で、本法律は英国のビジネスにとっても働く人々にとっても望ましいものであるとの声明を出した。

同大臣は、今回発表された新たな制度は、2003年4月から、何百何千という仕事を持つ親たち—特に新たに子を持つ場合—の更なる仕事と家庭の両立を可能とし、簡素な出産休暇(父親、養父母も含む)制度と手当給付規則によって、特に中小企業事業主にとっては、頻雑な手続から解放され、自信を持って将来の計画を立案することが可能となるであろうと述べた。また、政府は、職場において問題が生じた際にその解決を支援するための紛争の管理水準を引き上げたいと考えており、労使紛争解決に関する今回の改革は、労使間における対話を促進し、職場における権利意識と責任意識を与えることとなり、さらに、雇用審判所制度への負担を軽減し、現代的な労使紛争解決手続の確立を促すこととなるだろうと述べた。

<関係団体の反応>

当該雇用法案に関しては、英国産業連盟(Confederation of British Industry : CBI)は、雇用審判所への申立て前段階の手続などの雇用審判所に係る改正については、政府が産業界の懸念事項を聞き入れたとして歓迎する意向を示していたが、働く親に対する新たな権利付与及び労働組合員に係る教育訓練休暇の導入などに関しては、中小企業にとっては、重要なスタッフの不在増加に苦しむことになるのではと

いった懸念を含んだ「複雑な」反応を示していた。

一方、英国労働組合会議(TUC)は、雇用審判所への申立て前段階の手續に関し、セクハラなどの取扱が難しい事案については、中小企業の労働者などが不利益を被らないようにしなければならないなどとしながらも、おおむね歓迎の意向を表していた。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1部 2001～2002年の海外情勢
第2章 労働条件等の動向と対策
第1節 主要先進国及びEU
ドイツ
1 賃金・物価

製造業生産労働者の時間当たり実収賃金上昇率は、2000年は0.3%であったが、2001年は1.8%の伸びとなった。2001年の上昇率を地域別にみると、西部ドイツでは1.5%であったが、東部ドイツでは2.3%となった。

消費者物価上昇率については、1995年以降低い水準で推移していたが、2000年に入ってからエネルギー価格上昇の影響から徐々に上昇し、2000年全体で1.9%となったあと、2001年は2.5%となった。

第1部 2001～2002年の海外情勢

第2章 労働条件等の動向と対策

第1節 主要先進国及びEU

ドイツ

2 労働時間

製造業生産労働者の週当たり支払い労働時間は、2001年は38.1時間で、地域別には、西部ドイツが37.8時間、東部ドイツが39.8時間であった。

表1-33 ドイツの実収賃金及び消費者物価上昇率の推移

(ユーロ、%)

項 目	1999年	2000	2001				
			1～3月	4～6	7～9	10～12	
製造業生産労働者時間当たり 実収賃金							
ドイツ全土 (ユーロ)	13.94	13.98	14.23	14.12	14.23	14.25	14.27
上昇率 (%)	-	0.3	1.8	2.1	2.2	1.6	1.6
西部ドイツ (ユーロ)	14.31	14.64	14.86	14.72	14.85	14.89	14.90
上昇率 (%)	-	2.3	1.5	2.0	1.9	1.3	1.3
東部ドイツ (ユーロ)	10.27	10.15	10.33	10.31	10.35	10.32	10.40
上昇率 (%)	-	-1.1	2.3	1.3	2.3	2.2	2.6
消費者物価上昇率 (%)							
ドイツ全土	0.6	1.9	2.5	2.5	3.2	2.5	1.8

資料出所：連邦統計局「Wirtschaft und Statistik 2001.2」

注1 率は対前年比または対前年同期比。

2 賃金上昇率は名目。

3 賃金の1～3月は1月、4～6月は4月、7～9月は7月、10～12月は10月の数値。

4 1ユーロ=116.4円(2002年5月末)

2002年に向けた労使協約での平均労働時間ごとの雇用者割合をみると、ドイツ全土及び西部ドイツでは37.5～38.5時間がそれぞれ44.6%と47.5%で最も雇用者割合が高いが、東部ドイツでは、39～40時間が61.2%と最も割合が高くなっている。

表1-34 ドイツの週当たり支払労働時間の推移

(時間)

項 目	1998年	1999	2000	2001				
				1～3月	4～6	7～9	10～12	
ドイツ全土	37.9	37.9	38.2	38.1	37.5	38.1	38.2	38.1
西部ドイツ	37.8	37.7	37.9	37.8	37.3	37.9	37.9	37.8
東部ドイツ	39.7	39.7	39.9	39.8	38.6	39.8	40.1	40.1

資料出所：連邦統計局「Wirtschaft und Statistik 2002.4」

注 製造業 (Produzierendes Gewerbe) 生産労働者。

表1-35 ドイツの週当たり協約労働時間と時間別雇用者割合等

表1-35 ドイツの週当たり協約労働時間と時間別雇用者割合等

(時間、%、日)

	平均協約労働時間	協約労働時間別雇用者割合(%)				平均年次有給休暇日数	平均年間労働時間数
		35時間	36～37	37.5～38.5	39～40		
ドイツ全土	37.7	18.0%	11.0%	44.6%	25.5%	29.1日	1,656.3
西部ドイツ	37.4	22.5%	12.3%	47.5%	17.6%	29.3	1,641.9
東部ドイツ	39.1	0.3%	5.5%	31.0%	61.2%	28.4	1,724.2

資料出所：ドイツ経済・社会科学研究所 (WSI) collective agreement archive 2002
(EUROPEAN FOUNDATION HP 「euronline」 より)

注 2002年協約の結果

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1部 2001～2002年の海外情勢

第2章 労働条件等の動向と対策

第1節 主要先進国及びEU

フランス

1 賃金・物価

非農業生産労働者の時間当たり賃金は、近年2%台で推移していたが、2000年には週35時間労働制の影響もあり前年同期比で5.3%の高い上昇率となった。2001年は伸び率はやや低下し、4.2%となった。

消費者物価上昇率は安定して推移し、2001年は1.7%となった。

職種・職位別の平均月収は、1999年は生産労働者が1万290フラン、事務労働者が1万680フラン、技術者が1万100フラン、幹部職(カードル)が2万7,550フランであった。

毎年7月に改訂される法定最低賃金(Salaire Minimum Interprofessionnel de Croissance : SMIC)は、2001年には前年の42.02フランから43.72フランへと引き上げられた。SMICは、消費者物価と賃金購買力の動きをもとに一定の算定方法に従って算定されるが、政府はこの算定額より高い額に変更できる権限を有している。今回算定されたSMICの改定幅は3.76%であったが、政府はこれに経済成長の分として0.29%上乘せし、合計で4.05%の引き上げとなった。これはここ10年間で最大の引上げ幅である。これにより週39時間労働者でみたSMICは時間当たり43.72フランとなった。

時短について規定するオーブリー第2法では、時短によって最低賃金で生活する労働者の賃金が下がらないようにするため、週35時間労働制に移行した労働者の最低賃金を移行時点の週39時間労働者の最低賃金に月額ベースで固定する「月当たり賃金の最低保証制度」が導入された。この最低保証額は毎年少しずつ引き上げられているため、35時間労働者の最低賃金については、その移行時期ごとに異なっている。

表1-36 フランスの賃金・消費者物価上昇率の推移

表1-36 フランスの賃金・消費者物価上昇率の推移

	1997年	1998	1999	2000	2001				
					1～3月	4～6	7～9	10～12	
賃金上昇率	2.7	2.1	2.5	5.3	4.2	4.4	4.2	4.1	4.0
消費者物価上昇率	1.2	0.6	0.5	1.7	1.7	1.3	2.1	1.9	1.4

資料出所：フランス雇用連帯省「Bulletin mensuel des statistiques du travail」
内閣府「海外経済データ」

注1 賃金は非農業、生産労働者の時間当たり賃金 (SHBO ; Salaire horaire de base ouvriers)。対前年同期比。

注2 賃金上昇率の年数値は四半期の平均。

表1-37 フランスの職種・職位別平均月収

表1-37 フランスの職種・職位別平均月収

(フラン)

	生産労働者	事務労働者	技術者	幹部職	全体平均
1998年	10,170	10,560	15,010	27,110	13,950
1999年	10,290	10,680	15,100	27,550	14,180

資料出所：雇用連帯省「Bulletin mensuel des statistiques du travail」

注 1フラン=20.6円(98年末)

今回、35時間労働者については改訂率は政府の上乗せ分も含め2.85%とされた。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1部 2001～2002年の海外情勢

第2章 労働条件等の動向と対策

第1節 主要先進国及びEU

フランス

2 労働時間

非農業労働者の週当たり実労働労働時間は、2001年は36.14時間であった。フランスでは週35時間労働制が2000年2月1日より(20人以下の事業所は2002年1月1日より)実施されているが、実労働時間別の雇用者割合をみると、32時間以上36時間未満(32～35及び35～36時間)の割合が、2001年の第3四半期には68.6%(6.5+62.1)となっている。

表1-38 フランスの週当たり実労働時間の推移

表1-38 フランスの週当たり実労働時間の推移

(時間)

	1997年	1998	1999	2000	2001				
					1～3月	4～6	7～9	10～12	
実労働時間	38.87	38.76	38.39	36.87	36.14	36.24	36.24	36.10	—

資料出所：雇用連帯省「Bulletin mensuel des statistiques du travail」

表1-39 フランスの週当たり労働時間別の雇用者割合

表1-39 フランスの週当たり労働時間別の雇用者割合

(時間)

	32～35時間	35～36	36～38	38～39	39～40	40～
1999年 10～12月	3.7	19.4	5.4	15.3	49.7	6.5
2000年 1～3月	4.6	37.9	7.9	9.9	34.4	5.3
4～6月	5.1	43.5	8.1	8.8	29.8	4.7
7～9月	5.3	47.6	8.0	7.0	27.8	4.4
10～12月	5.7	50.7	7.4	5.9	26.3	4.0
2001年 1～3月	6.1	58.7	8.6	3.8	19.3	3.5
4～6月	6.8	60.4	8.7	3.4	17.2	3.5
7～9月	6.5	62.1	8.2	2.9	17.2	—

資料出所：雇用連帯省「Bulletin mensuel des statistiques du travail」

注 「32～35」は32以上35未満の意。

第1部 2001～2002年の海外情勢

第2章 労働条件等の動向と対策

第1節 主要先進国及びEU

カナダ

1 賃金・物価

週当たり名目賃金の上昇率は1997年の2.1%から低下し、1999年に1%を下回ったが、2000年は2%台に回復、2001年は再び低下して1.8%となった。実質賃金上昇率は2000年には、0.8%であったが、2001年には-0.2%とマイナスになった。消費者物価上昇率はここ数年伸び率は高くなってきており、2001年は2.0%となった。

表1-40 カナダの賃金・消費者物価上昇率の推移

(%)

	1998年	1999	2000	2001				
				3月	6	9	12	
賃金上昇率(名目)	1.4	1.0	2.3	1.8	1.8	1.5	1.7	1.8
賃金上昇率(実質)	0.1	-0.4	0.8	-0.2	0.1	-0.5	-0.4	0.2
物価上昇率	1.3	1.4	1.5	2.0	1.9	2.1	2.2	1.7

資料出所：カナダ統計局「Canadian Economic Observer」

- 注1 賃金は週当たり名目賃金(産業計)、賃金・物価上昇率ともに前年比または前年同期比である。
- 注2 実質賃金上昇率は、各年・各月の名目賃金上昇率を対応する年・月の物価上昇率でデフレートして算出した。
- 注3 物価上昇率は食料・エネルギー価格を除くもの。

表1-41 カナダの産業別週当たり名目賃金(2001年)

(カナダ・ドル、%)

産 業	実 数	上昇率(前年比)
工 業	831.03	1.0
森 林 業	830.84	2.6
鉱 業	1,153.12	1.4
製 造 業	808.12	1.4
建 設 業	800.80	-0.9
サ ー ビ ス 産 業	615.17	2.2
運 輸 業	741.65	2.3
商 業	542.14	1.2
金 融 ・ 保 険 業	842.48	0.7
健 康 産 業	581.29	3.4
教 育 産 業	694.23	3.0
専 門 業	885.14	2.1
行 政	752.35	0.6
宿 泊 業	286.00	4.6

資料出所：カナダ統計局「Canadian Economic Observer」

1999年の産業別週当たり名目賃金をみると、最も高いのは鉱業で1,112.94カナダドル(1カナダ・ドル=

約78円、2001年3月)、次いで森林業の830.84カナダ・ドルとなっている。前年比上昇率が最も高いのは、宿泊業の4.6%、次いで商業の1.2%となっている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1部 2001～2002年の海外情勢
第2章 労働条件等の動向と対策
第1節 主要先進国及びEU
カナダ
2 労働時間

週当たり労働時間(民間非農業労働者)は、315時間程度で推移している。

表1-42 カナダの週当たり支払い労働時間の推移

表1-42 カナダの週当たり支払い労働時間の推移 (時間)

	1998年	1999	2000	2001				
				3月	6	9	12	
労働時間	31.4	31.6	31.6	31.6	31.8	31.4	31.4	32.0

資料出所：カナダ統計局「Canadian Economic Observer」

注1 民間非農業労働者の週当たり労働時間

第1部 2001～2002年の海外情勢

第2章 労働条件等の動向と対策

第1節 主要先進国及びEU

EU

(注1)規則と指令—EU法の法源には、まず、第一次法源と呼ばれる基本条約があり、第二次法源として条約を根拠に制定される共同体法令がある。規則、指令は第二次法源に分類される。規則(Regulation)は、一般的に適用され、それ自体が拘束力を持ち、全ての加盟国に直接適用される。換言すれば、指令と異なり、加盟国による国内法への転換を必要とせず直ちに国内の私人にも適用される。指令(Directive)は、達成されるべき結果についてのみ命じられた加盟国に対して拘束力を持つが、その形式及び方法については加盟国の権限ある機関に委ねられる。

(注2)EUの法令の採択等を行う立法機関は閣僚理事会であるが、雇用及び労働関係の立法は閣僚理事会と欧州議会の意見が最終的に一致しない限り成立しない(共同決定手続)。

第1部 2001～2002年の海外情勢
第2章 労働条件等の動向と対策
第1節 主要先進国及びEU
EU
1 賃金・物価

製造業労働者の時間当たり名目賃金の上昇率は、2001年は2.6%と平年並みに落ち着いた。消費者物価上昇率は、前年同様2%台の上昇となった。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1部 2001～2002年の海外情勢

第2章 労働条件等の動向と対策

第1節 主要先進国及びEU

EU

2 労働時間

EU全体のフルタイム雇用者の週当たり実労働時間は、2000年は39.8時間となった。

表1-43 EUの賃金・消費者物価上昇率の推移

表1-43 EUの賃金・消費者物価上昇率の推移 (%)

	1997年	1998	1999	2000	2001
賃金上昇率	2.9	2.8	2.7	3.5	2.6
消費者物価上昇率	1.7	1.3	1.2	2.1	2.3

資料出所：OECD「Main Economic Indicators」
内閣府「海外経済データ」

注1 EU15カ国の数値。

2 賃金は、製造業の時間当たり名目賃金。

これを国別で見ると、イギリスが43.6時間と他国に比べて長く、逆にベルギー等は38.5時間と短くなっている。パートタイム雇用者の週当たり実労働時間は、EU及びノルウェーの16カ国平均で2000年は20.7時間となり、国別ではイタリアが24.0時間と最も長く、ドイツが18.0時間と最も短くなっている。

また、2001年の労働協約における週当たり労働時間をみると、16カ国平均では38.2時間となっており、35時間労働制を導入(2002年1月より全事業所が対象となった)しているフランスが他国と比べて短くなっている。

表1-44 EUの週当たり実労働時間の推移

表1-44 EUの週当たり実労働時間の推移 (%)

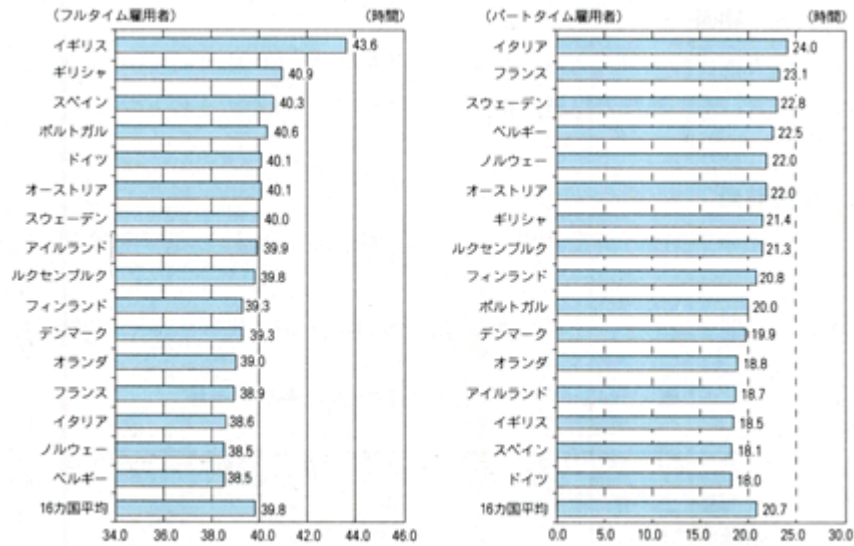
	1996年	1997	1998	1999	2000
計	40.4	40.4	41.3	41.1	39.8
製造業	40.6	40.6	40.5	40.3	—
サービス業	40.2	40.2	40.3	40.2	—

資料出所：EU統計局「Labour Force Survey」

注 フルタイム雇用者についてEU統計局が調整した数字。

図1-2 15カ国及びノルウェーにおける週当たり実労働時間(2000年)

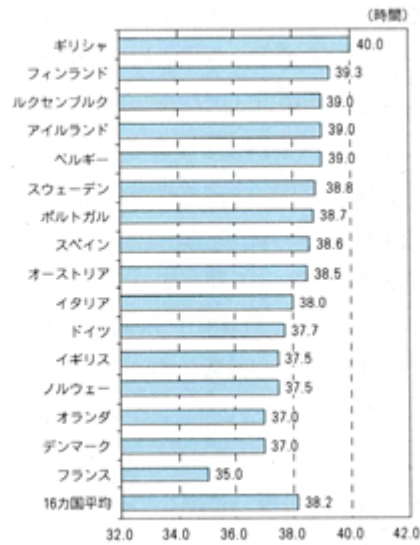
図1-2 15カ国及びノルウェーにおける週当たり実労働時間(2000年)



資料出所：EU統計局「Labour Force Survey」

図1-3 15カ国及びノルウェーにおける労働協約上の週当たり労働時間(2000年)

図1-3 15カ国及びノルウェーにおける労働協約上の週当たり労働時間(2000年)



資料出所：欧州労使関係監視所（EIRO）資料
注 ポルトガルは1999年の数字。

第1部 2001～2002年の海外情勢

第2章 労働条件等の動向と対策

第1節 主要先進国及びEU

EU

3 欧州会社法の採択

2001年10月8日、ルクセンブルグにおいてEU雇用・社会政策相理事会が開催され、過去31年余りの長きにわたる審議の末、「欧州会社規則」及び「労働者の関与に関する指令」(注1)が正式に採択された。これは、2000年12月のニース欧州理事会において政治的合意に達した後、2001年9月に欧州議会が再度意見を述べた(注2)ものを受けたものであり、同規則、指令共に2004年中には発効する運びとなった。この2つの立法制度、「欧州会社規則」と「労働者の関与に関する指令」は不可分一体のものであり、「欧州会社」(汎欧州レベルの会社法に基づいて設立される会社。これまでは各国ごとの会社法しか存在していなかった。)を設立するのに必要なものである。

(1) 背景等

欧州会社法が採択された背景には、EU域内での国境を越えた事業を展開する企業にとって、国ごとに会社法が相違していることが大きな負担となっていたことがある。EU内で国境を越えた事業を展開するための法整備の必要性が認識され、具体的議論がされたのは1970年に遡る。しかし、各国の利害が激しく対立したため、なかなか法案がまとまらず今日に至った。この間、1992年にはEU域内における人、物及び金の移動が自由化され、さらに1999年にユーロが誕生により域内市場の一体化が進み、国境を越えたM&Aが急増した。各国に点在する拠点を欧州企業として運営することにより、管理・法務コストが年間300億ユーロ(約3兆2700億円)削減できるという調査もある(競争力諮問委員会が1995年に公表した報告書)。このため、欧州会社設立に関する法整備を行い、欧州全域で事業を展開する企業への負担を軽減することが喫緊の課題となっていた。2000年12月に、争点となっていた合併により設立された欧州会社の労働者参加の扱いに関して妥協が成立したため、採択に向かって動き出したものである。

採択は実に31年3ヶ月8日(記者会見におけるオンクリンクスベルギー副首相兼雇用相の発言)に及ぶ審議を経て採択されたものであり、歴史的成果として歓迎された。

(2) 内容

●EU域内における株式会社形態の会社創設

欧州会社法ではEU域内における株式会社形態の会社創設が認められることになる。この会社はラテン語で「Societas Europaea(SE)」と呼ばれ、SEは全EU加盟国で直接に適用されているEU法規を遵守して、EU規模で活動をすることができる。SE制度を認める2以上の加盟国における会社形態については、以下の4つが規定されている。

- ・複数加盟国に本社を有する複数公開有限会社の合併による設立
- ・複数加盟国の公開・非公開有限会社の持株会社設立による設立

- ・複数加盟国の会社の共同子会社設立による設立
- ・2年以上本社所在国以外の加盟国に子会社又は支店を有する公開有限会社のSEへの移行

また、EU内に会社の法定所在地及び中央経営組織を持つ株式会社は、欧州会社法の規定により会社の解散を経ることなくSEへの移行が可能となる。SEは株式による会社資本形態をとらなければならないが、これらの会社が合理的な経営規模を備えていることを確保するため、最低限の資本金は120,000ユーロ(約1,308万円)と定められている。

●労働者の関与に関する指令

SEにおける労働者の地位に関しては指令が規定している。SEの創設によって、従来から当該企業に雇われていた労働者が解雇されたり、その地位が制度的に弱まったりすることのないように規程している。しかし、加盟国に存在する規制や実務(労働者代表を会社の決定手続に含める方法等)への多様性に配慮して、単一のヨーロッパモデルめようなものは作っていない。

第1部 2001～2002年の海外情勢

第2章 労働条件等の動向と対策

第1節 主要先進国及びEU

EU

4 使用者の破産の場合の労働者の保護に関する指令案

2002年5月23日、欧州委員会は、使用者の破産の場合の労働者の保護に関する指令の改正案に関し、欧州議会(第二読会)における修正案をすべて受け入れると発表した。

(1) 経緯

2001年1月16日 欧州委が改正案を公表

11月29日 欧州議会(第一読会)が意見を採択

2002年2月18日 理事会での共通の立場を採択

5月14日 欧州議会(第二読会)が意見を採択(6点の修正案)

5月23日 欧州委が上記の修正案の受入れを公表

(2) 修正案の概要

- 加盟国の裁量により、事実上の恒久的な支払停止の場合についても保護を拡大することを妨げないとする規定を追加。
- 支払保証機関から労働者に支払われる未払賃金の対象には、雇用の終了に伴って国内法に従い支払われるべき解雇手当も含まれることを明確にする。
- 指令の国内法制化の期限(2003年12月31日)から5年以内に、欧州委員会が本指令の適用状況について報告する。

(3) 今後の見込み

本指令案には、理事会と欧州議会の共同決定手続が必要で、仮に今後理事会において欧州議会の修正案が受け入れられない場合には、両者の調停委員会にはかられることとなる。しかし、今回、欧州委が欧州議会の修正案を受け入れるとしたことから、近く理事会においても欧州議会の修正案どおりに採択される可能性が高いとみられる。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1部 2001～2002年の海外情勢

第2章 労働条件等の動向と対策

第1節 主要先進国及びEU

ロシア

1 賃金・物価

消費者物価上昇率は、引き続き高水準で推移しているが、その伸びは鈍化する傾向にある。一方賃金上昇率(実質)は、1998年、1999年は二桁台のマイナスであったが、2000年に入ると二桁台のプラスに転じるなど、実質賃金上昇率の変動が著しい。

第1部 2001～2002年の海外情勢
 第2章 労働条件等の動向と対策
 第1節 主要先進国及びEU
 ロシア
 2 労働時間

1999年の労働時間は33.2時間となり、前年よりやや増加している。

表1-45 ロシアの賃金・消費者物価上昇率、労働時間の推移

(％、時間)

	1998年	1999	2000	2001				
					1～3月	4～6	7～9	10～12
実質賃金上昇率	-13.5	-22.0	20.9	20.6	20.4	16.6	21.5	23.7
物価上昇率	84.3	36.5	20.2	18.6	23.7	23.7	20.0	18.6
週実労働時間	32.6	33.2	—	—	—	—	—	—

資料出所：経済企画庁「海外経済データ」
 ILO「Yearbook of Labour Statistics 2000」

- 注1 賃金、及び物価は前年（同期）比
 2 賃金は、全産業平均月当たり賃金の上昇率
 3 労働時間は大・中規模企業の被用者

第1部 2001～2002年の海外情勢

第2章 労働条件等の動向と対策

第2節 アジア

韓国

1 賃金・物価

韓国では、1997年末の通貨・金融危機以後景気が減速し、これに伴い賃金上昇率も1998年にはマイナスに転じたが、その後急激な景気の回復から1999年以降は賃金上昇率も危機以前の状況に戻っている。2001年の月間実収賃金の上昇率は5.6%となった。

消費者物価上昇率は、1999年に0.8%の低水準となった後、2001年は4.1%となった。

●最低賃金の改定

2001年7月20日、最低賃金委員会は2001年9月1日から2002年8月31日まで適用される最低賃金額を議決し、8月5日に公示した。今回の改定により、最低賃金(時給)は1865ウオンから2100ウオン、月額は42万1490ウオンから47万4600ウオンと12.6%上昇した。最低賃金は非正規労働者にも適用されることから、現在時給2100ウオン未満の賃金を支給されている約20万1,000人余りの労働者が恩恵を受けることとなる。

表1-46 韓国の賃金・消費者物価上昇率の推移

表1-46 韓国の賃金・消費者物価上昇率の推移

	1997年	1998	1999	2000	2001				
					3月	6	9	12	
月間実収賃金上昇率	7.0	-2.5	12.1	8.0	5.6	6.5	4.1	7.0	4.9
消費者物価上昇率	4.4	7.5	0.8	2.3	4.1	4.0	5.0	3.3	3.2

資料出所：韓国統計局「Monthly Statistics of Korea」

注1：前年比又は前年同期比。

2：賃金は非農林漁業

表1-47 韓国の最低賃金額の推移

表1-47 韓国の最低賃金額の推移

	1997年	1998	1999	2000	2001
最低賃金額(時給、ウオン)	1,485	1,525	1,525	1,865	2,100
対前年上昇率(%)	6.1	2.7	2.7	16.6	12.6

資料出所：韓国労働部
注 毎年9月より適用。

今回の最低賃金引き上げを巡っては労使の隔たりが解消されなかったため、最低賃金委員会は全体会議を開いて票決を行い、労働側の要求案を採択した。これに対して、経営側は「企業の実情を無視したも

の」と強く反発したが、労働側は「労働者間の賃金格差や階層別所得格差の拡大傾向に歯止めするため、最終的には最低賃金を常用労働者平均賃金の50%にするべき」との立場を強調した。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1部 2001～2002年の海外情勢
第2章 労働条件等の動向と対策
第2節 アジア
韓国
2 労働時間

非農林漁業雇用者の月間実労働時間は1996年から減少を続け、1998年に45.9時間となったが1999年には再び増加した。2000年は47.5時間となった。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1部 2001～2002年の海外情勢

第2章 労働条件等の動向と対策

第2節 アジア

韓国

3 労働災害

労働災害は、1990年代以降減少傾向が続いていたが、労働災害による死傷者数は、99年及び2000年には増加した。2000年の死傷者数は6万9千件(前年比24.5%増)であったが、この背景には労働災害補償の適用範囲が労働者5人以上の事業所から1人以上の事業へと拡大されたこともある。

(資料出所：韓国統計局「Korea Statistica Yearbook 2000」)

表1－48 韓国の労働時間の推移

表1－48 韓国の労働時間の推移 (時間)

	1996年	1997	1998	1999	2000
週実労働時間	47.3	46.7	45.9	47.9	47.5

資料出所：ILO「Yearbook of Labour Statistics 2001」
注 非農林漁業雇用者

第1部 2001～2002年の海外情勢

第2章 労働条件等の動向と対策

第2節 アジア

中国

(注)中国では労働法により、チベット自治区を除く30の省、市及び自治区でそれぞれの地域の経済の実情に沿った最低賃金制度が実施されており、外資系企業を含めた全ての企業に適用される。

また、最低賃金は、同一の省、市及び自治区内であっても、市内及び郊外等の別によりいくつかの種類がある。

第1部 2001～2002年の海外情勢

第2章 労働条件等の動向と対策

第2節 アジア

中国

1 賃金・物価

都市部雇用者の年間実収賃金の上昇率は、2000年は12.3%となった。

●法定最低賃金を決定

2001年9月18日、中国労働・社会保障部は、9つの省、市及び自治区の法定最低賃金(月額)を決定した。
(注)

今回の決定で、最も高い法定最低賃金となったのは深■市の月額574元(約8,093円。1元=約14.1円2001年9月)である。その他の地域においては、沿海部の天津市、上海市及び江蘇省が月額400元を超えるなど、比較的高い額となった一方で、中部の湖南省及び広西チワン族自治区については、低水準に止まった。なお、今回は北京市、大連市、重慶市等については改正を行っていない(現行では、北京市は414元、大連市は310元、重慶市は273元である。)

なお、2000年の都市部雇用者の年間実収賃金は9,371元であつが、近年日本からの企業進出が急増している上海市における企業の年間平均賃金は1万8,531元で、外資系企業の平均は2万3,525元であつた。

表1-49 中国の賃金・消費者物価上昇率の推移

表1-49 中国の賃金・消費者物価上昇率の推移 (元、%)

	1996年	1997	1998	1999	2000
年間実収賃金	6,210	6,470	7,479	8,346	9,371
対前年上昇率	12.9	4.2	15.6	11.6	12.3
消費者物価上昇率	6.3	5.8	2.8	-4.0	-3.8

資料出所：中国国家统计局「中国労働統計年鑑」、労働・社会保障部「労働社会保障事業発展統計広報」、内閣府「海外経済データ」

注 都市部雇用者の数値

1元は約12.85円(2000年8月)

新法定最低賃金(月額)は以下のとおりである。

- 1) 天津市：412元、402元
- 2) 江蘇省：430元、360元、300元、250元
- 3) 安徽省：340元、320元、310元、290元、260元、240元
- 4) 湖南省：325元、305元、285元、265元、245元、225元

5) 広西チワン族自治区：275元、260元、235元、210元

6) 海南省：400元、350元、300元

7) 上海市：490元

8) 深■市：574元、440元

9) 山東省：370元、340元、310元、280元、260元

第1部 2001～2002年の海外情勢
第2章 労働条件等の動向と対策
第2節 アジア
中国
2 労働時間

週当たり労働時間は1999年は48.3時間となった。産業別にみると、最も長いのはホテル・レストラン業の55.5時間で、最も短いのは電気・ガス・水道業の42.5時間となっている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1部 2001～2002年の海外情勢

第2章 労働条件等の動向と対策

第2節 アジア

中国

3 労働災害

2000年の鉱工業産業で発生した労働災害による傷害及び死亡事故件数は1万770件(前年比18.77%減)で、うち死亡者数は1万1,681人(同7.19%減)であった。死傷事故は交通事故によるものが最も深刻で、次いで炭坑事故となっている。事故原因としては、操作マニュアルもしくは労働規律に反してのものが全体の約半数を占め、その他、安全設備の欠陥、生産労働環境の不良、現場での指揮もしくは検査体制の欠陥等によるものが多い。

(資料出所：国家安全生産監督管理局「2000年全国死傷事故状況通達」)

表1-50 中国の週当たり労働時間の推移

表1-50 中国の週当たり労働時間の推移 (時間)

	1996年	1997	1998	1999	2000
全 産 業	48.0	48.1	48.2	48.4	48.3
製 造 業	48.1	48.1	48.6	48.7	48.8
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道	43.2	42.3	42.2	48.2	42.5
建 設	48.1	47.8	47.0	46.3	44.7
卸・小売り(修理・ホテル・レストラン)	53.3	53.8	52.7	51.8	52.2
ホ テ ル ・ レ ス ト ラ ン	—	—	—	55.1	55.5
運 輸 ・ 倉 庫 ・ 通 信	47.9	47.7	47.3	47.2	47.1
金融・保険(不動産・事業所サービス)	46.0	46.3	46.2	43.2	43.7
不動産・事業所サービス	—	—	—	53.0	50.0
地域・社会・個人サービス	45.5	45.5	45.2	54.7	55.1
教 育	—	—	—	41.2	41.5
健康・ソーシャルワーク	—	—	—	44.9	44.5

資料出所：中国国家统计局「中国労働統計年鑑 2001」

注 産業区分は98年に組み替えが行われ、以下の変更があった。

- ・「卸・小売り」については、これまで含まれていたホテル・レストランが98年以降、独立項目となり、新たに自動車・バイク修理が加わった。
- ・「不動産・事業所サービス」も98年から独立項目となった。
- ・「地域・社会・個人」については、これまで含まれていた「教育」及び「健康・ソーシャルワーク」が98年以降それぞれ独立項目となった。

第1部 2001～2002年の海外情勢

第2章 労働条件等の動向と対策

第2節 アジア

香港

1 賃金・物価

主要産業雇用者の月間実収賃金上昇率は、2001年は0.7%となった。消費者物価上昇率は近年低下しており、2001年は-1.6%となった。

第1部 2001～2002年の海外情勢
 第2章 労働条件等の動向と対策
 第2節 アジア
 香港
 2 労働時間

主要産業就業者の輝当たり実労働時間は、2000年には46.6時間となった。

表1-51 香港の賃金・消費者物価上昇率の推移

	1997年	1998	1999	2000	2001				
					3月	6	9	12	
月間実収賃金上昇率	7.1	2.2	-0.8	1.1	0.7	1.4	0.9	0.7	0.2
消費者物価上昇率	5.9	2.8	-4.0	-3.8	-1.6	-1.9	-1.1	-1.2	-3.6

資料出所：香港政府統計処「Hong Kong Monthly Digest of Statistics」
 注1 前年比または前年同月比。
 2 賃金上昇率の各年数値は9月の数値。
 3 消費者物価上昇率の年数値は、前年10月から始まる1年間における数値。

表1-52 香港の実労働時間の推移

	1996年	1997	1998	1999	2000
週当たり実労働時間	46.1	45.2	45.2	46.0	46.6

資料出所：ILO「Yearbook of Labour Statistics 2001」
 注 全産業の15歳以上の就業者の週当たり実労働時間。

第1部 2001～2002年の海外情勢
第2章 労働条件等の動向と対策
第2節 アジア
香港
3 労働災害

労働災害件数は、1999年は3万5,986件、2000年は3万3,3652件となっている。また、死傷者数は、1999年の5万8,800人から2000年の5万8,100人へと98年以降3年連続で減少した。

(資料出所：香港勞工処「2000年勞工処処長報告」)

第1部 2001～2002年の海外情勢

第2章 労働条件等の動向と対策

第2節 アジア

シンガポール

(注1)NWCは政労使から成る三者委員会で、毎年当該年度の賃金改定について勧告を發表している。

(注2)月間可変賃金(Monthly Variable Component : MVC)は、突然の景気後退に対して企業が人員削減に訴えずに賃金削減で即応できるよう、月給の一部(最大10%)を可変給とするもの。年末ボーナスの調整で景気後退に対処してきた現行のフレキシブル賃金システムをさらに柔軟にするために、1998年10月に全国労働組合会議(NTUC)が提案した。これを受けてNWCは企業に対し、賃金を可変部分と不可変部分に分け、可変部分の比率を拡大するよう推奨してきた。

(注3)1955年中央積立基金法に基づいて設置された国家の強制貯蓄制度。労使が一定率の掛け金を積み、医療、住宅、退職後給付等に充てる。経済状態に応じて段階的に拋出率を引き上げて労働者の可処分所得を抑えて消費需要を抑制したり、また逆に事業主の拋出率を引き下げて、その分企業に利益をもたらす、景気回復を図る等シンガポール経済の調整役を担っている。

政府はCPFの拋出率を「労働者20%+事業主20%」としていたが、1998年のアジア経済危機時の景気後退による影響で、1999年1月より2年を目安として、事業主拋出率を20%から10%に引き下げた。その後政府は事業主拋出率を2000年4月に12%、2001年1月に16%へと段階的に引き上げた。

第1部 2001～2002年の海外情勢
第2章 労働条件等の動向と対策
第2節 アジア
シンガポール
1 賃金・物価

賃金上昇率は、2000年は8.9%と高水準であったが、2001年には経済の悪化に伴い、2.3%となった。
消費者物価上昇率は、1%前後の低水準で安定的に推移している。

第1部 2001～2002年の海外情勢

第2章 労働条件等の動向と対策

第2節 アジア

シンガポール

2 労働時間

全産業の週当たり労働時間は、近年47時間前後で推移しており、2000年も47.0時間となった。製造業は、全産業の平均より2時間以上労働時間が長くなっている。

表1-53 シンガポールの賃金・消費者物価上昇率の推移

表1-53 シンガポールの賃金・消費者物価上昇率の推移

(%)

	1997年	1998	1999	2000	2001
名目月間賃金上昇率	5.7	2.8	2.7	8.9	2.3
消費者物価上昇率	2.0	-0.3	0.0	1.4	0.9

資料出所：ILO「Yearbook of Labour Statistics 2001」

注 賃金は非農業主要産業の月当たり賃金。1997年の賃金上昇率は98年以後と接続しない。

表1-54 シンガポールの週当たり実労働時間の推移

表1-54 シンガポールの週当たり実労働時間の推移

(時間)

	1996年	1997	1998	1999	2000
全産業	47.2	47.3	46.8	46.8	47.0
製造業	49.2	49.4	48.6	49.2	49.8

資料出所：シンガポール人材開発省「Yearbook of manpower statistics 2001」

注 25人以上雇用された企業。年平均の数値。

第1部 2001～2002年の海外情勢
第2章 労働条件等の動向と対策
第2節 アジア
シンガポール
3 労働災害

労働災害の発生件数(全産業)は、1997年以降減少していたが、2001年は3,790件(対前年比7.7%)と増加し々。建設業、製造業でも件数は増加したが、特に、造船業では、2000年の311件から2001年の454件へと前年比46.0%と大幅に増加した。(資料出所：人材開発省「Yearbook of Manpower Statistics」)。

第1部 2001～2002年の海外情勢

第2章 労働条件等の動向と対策

第2節 アジア

シンガポール

4 労働条件対策

○全国賃金審議会、賃金抑制を勧告

(1) 概要

2001年12月8日、全国賃金審議会(注1)(National Wage Council : NWC)は経済環境の悪化を考慮して、2001年5月に発表した「20012002年賃金ガイドライン」を見直し、収益が悪化している企業については「賃金の凍結もしくは削減」を実施すべきと勧告した。

当勧告においては、企業が全ての措置を講じても事業の継続が困難になった場合には解雇もやむをえないとしつつ、まずは労働時間の短縮、超過勤務手当の削減、その他のコスト削減措置を講じ、最大限雇用の確保に努めるべきであるとの考えが示された。政府は翌日、同勧告を承認した。同勧告は、2002年12月31日まで、公務及び民間部門における全ての企業と従業員に適用される。

(2) 経緯

NWCは2001年5月、2001-02年の賃金ガイドラインに関しては、米国経済が減速するとともに地域経済の先行きが不透明さを増していること、また前年に労働者は十分な賃上げを享受したことなどから、賃上げは前年より「抑制」するよう勧告していた。

しかし、勧告を出してから、特に9月の米国テロ事件の影響等により、シンガポール経済は予想以上に後退し、労働市場も厳しい状況となったため、こうした情勢の変化を踏まえ、今般の勧告が出されたものである。

(3) 今般の勧告の特徴等

今回の改訂勧告では雇用確保の方策について多くの言及がなされた。特に、NWCは企業に対し、政府が提供している多様な教育訓練プログラムを利用し、職業能力と雇用可能性を高めることを奨励している。またNWCは、政府、使用者及び労働組合が協調して雇用の確保に努めるよう主張し、

1) 厳しい景気後退のあおりを受けて、業績が悪化した企業に対しては、労使と協議の上、業績と今後の見通しに見合った賃金の凍結や削減を行い、その際にはまず管理職や役員が範を示すべきであり、

2) 業績が好調な企業については、賃上げを月間可変賃金(注2)の引上げや特別賃金の形で行うことが望ましいとしている。

なお、アジア通貨・経済危機後の景気回復の過程で段階的に2度引上げられた中央積立基金(Central Provident Fund : CPF)(注3)への事業主拠出率の引下げについては、社会経済的影響を配慮し、政府が必要と判断したときに行うとして引下げ勧告を見送った。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1部 2001～2002年の海外情勢
第2章 労働条件等の動向と対策
第2節 アジア
インドネシア
1 賃金・物価

名目賃金上昇率は、2000年は27.3と昨年に引き続き大幅な上昇となった。

消費者物価上昇率は、2000年は3.7%と安定したが、2001年は石油等各種燃料価格の平均30%の引き上げや財政赤字削減のための公共料金引き上げが行われたため、前年比11.5%の上昇となった。

第1部 2001～2002年の海外情勢
第2章 労働条件等の動向と対策
第2節 アジア
インドネシア
2 労働時間

1人当たりの年間労働時間は、近年1,000時間前後で推移している。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1部 2001～2002年の海外情勢

第2章 労働条件等の動向と対策

第2節 アジア

インドネシア

3 労働条件対策

○最低賃金の引上げ

インドネシアの2002年の最低賃金の改定は、2001年10月31日付で2002年のジャカルタ首都特別区(DKIJ)最低賃金が決定されるとともに、順次各州において州別最低賃金が決定された。

なお、2001年から実施された地方分権法により、それぞれの地方政府に対し、各地方政府が設置する三者構成の賃金委員会で個別に最低賃金を決定する権限が委譲されているが、この決定プロセスがうまく機能していない地方も多く、後述のジャカルタのように大幅な最低賃金額の引上げの決定がなされたあとに使用者側の異議申立てにより適用が延期されるなど、混乱が生じているところもある。地元紙等によると、2002年1月上旬までに最低賃金が決定しているのは州レベルで30州のうち16州、県レベルで269県のうち5県・市レベルでは67市のうち6市のみである。全国平均の引上げ率は28.37%となっている。

表1-55 インドネシアの賃金・消費者物価上昇率の推移

表1-55 インドネシアの賃金・消費者物価上昇率の推移

(%)

	1997年	1998	1999	2000	2001
名目賃金上昇率	16.6	17.8	23.4	27.3	-
消費者物価上昇率	6.2	58.4	20.5	3.7	11.5

資料出所：ILO「Labour market dynamics in Indonesia」、インドネシア中央統計局ホームページ（2000年賃金上昇率）、内閣府「海外経済データ」

注 前年（同期）比。2000年の名目賃金上昇率は製造業の3月の前年同期比。

表1-56 インドネシアの年間労働時間の推移

表1-56 インドネシアの年間労働時間の推移

(時間)

	1994年	1995	1996	1997	1998	1999
年間労働時間（1人当）	2,000	2,040	1,986	2,035	1,973	2,001

資料出所：ILO「Labour market dynamics in Indonesia」

なお、ジャカルタ特別区の新最低賃金については、国家行政裁判所がインドネシア経営者協会(Apihdo)の、「生産性に見合わない賃金上昇は競争力の低下を招くので、適用を延期してほしい」旨の訴えを認めて、特別区の知事に適用延期を命令していたが、2002年1月9日、この命令を取り消す決定を下し、新賃金は予定どおり2002年1月から適用された。

この決定について、同裁判所カダール裁判長は、「現在の労働情勢が不安定なため延期命令を取り消したが、今回の決定は暫定的なもので、今後さらに正式な決定を下す予定。改めて政労使の再協議が必要であろう。」と述べた。また、ヤコブ労相は、経営者がこの決定を尊重してほしいと述べ、最賃の支払いが困難な企業に関しては申請を行うようにと語った。

一方、Apindo等使用者側は、一応は決定に従うのがベストと判断したようであるが、引き上げ額の大きさが今後の経営に響くことは十分ありえると警告を発している。

表1-57 ジャカルタ特別区における近年の最低賃金月額推移

表1-57 ジャカルタ特別区における近年の最低賃金月額推移

適用年月	2000.4月	2000.9月	2001.2月	2002.1月
最低賃金月額(ルピア)	286,000	344,257	426,250	591,266
対前年上昇率	23.8%	20.4%	23.8%	38.7%

資料出所：インドネシア政府資料
注 1ルピア≒0.01円 2001年

第1部 2001～2002年の海外情勢
第2章 労働条件等の動向と対策
第2節 アジア
タイ
1 賃金・物価

名目賃金上昇率は、1998年の通貨・金融危機を契機としてここ数年上昇率が低下していたが、この傾向は2000年も止まらず、ついにマイナス0.4%となった。

消費者物価上昇率は、2001年は1.7%と安定して推移した。

第1部 2001～2002年の海外情勢
第2章 労働条件等の動向と対策
第2節 アジア
タイ
2 労働時間

非農林漁業労働者の週当たり実労働時間は緩やかに増加する傾向にあったが、1999年は前年よりやや減少し、50.03時間となった。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1部 2001～2002年の海外情勢

第2章 労働条件等の動向と対策

第2節 アジア

タイ

3 労働条件対策

○一部の県で最低賃金引上げ

タイの最低賃金(日給)については、2001年1月から3年ぶりに全国一律3バーツ引上げられているところであるが、同年12月の国家賃金委員会の決定及び閣議による承認によって、2002年1月からは、6県の最低賃金の引き上げが行われることとなった。当初、国家賃金委員会は、11県で最低賃金を引上げることを決定していたが、2001年12月18日の閣議で最低賃金の引上げが承認されたのは6県のみであった。今回最低賃金が引き上げられたのは、プーケット県(165バーツから168バーツ)、チョンブリ県(143バーツから146バーツ)、アントン県(133バーツから138バーツ)、チャチュンサオ県(133バーツから137バーツ)ナラティワット県(133バーツから135バーツ)及びシンブリ県(133バーツから135バーツ)の6県で、アントン県以下の4県は、国内で最も賃金額の低い県であった。国家賃金委員会によると、賃金額は各県の賃金委員会がそれぞれの県の経済状況と生活費を考慮した上で、新しい賃金額を提示しているという。今般の最低賃金引上げにより、各県の最低賃金は以下のとおりとなった。なお、ゾーンとは、各地域の経済状況、工業化の度合い、生活費などを考慮に入れて決められた地域区分であり、最低賃金額はこの区分によって異なる。

表1-58 タイの賃金・消費者物価上昇率の推移

表1-58 タイの賃金・消費者物価上昇率の推移

	1997年	1998	1999	2000	2001				
					1～3月	4～6	7～9	10～12	
名目賃金上昇率	12.0	7.8	0.6	-0.4	-	2.5	-1.1	-	-
消費者物価上昇率	5.6	8.1	0.3	1.6	1.7	1.4	2.5	1.7	1.1

資料出所：タイ国家統計局ホームページ、内閣府「海外経済データ」

注 前年(同期)比。

表1-59 タイの週当たり実労働時間の推移

表1-59 タイの週当たり実労働時間の推移

	(時間)				
	1995年	1996	1997	1998	1999
非農林漁業	49.59	50.06	49.19	51.25	50.03
うち製造業	49.41	49.44	49.05	50.53	50.07

資料出所：ILO「Yearbook of Labour Statistics 2001」

注 時間外労働を除く週当たり実労働時間。毎年3月の数値。

表1-60 タイの改定後最低賃金額

表1-60 タイの改定後最低賃金額

		(バーツ)
ゾーン	対象県等 (改定後最低賃金)	
1	ブーケット県	(168)
2	バンコク首都圏	(165)
3	チョンブリ県等	(146)
4	チェンマイ、コラート県等	(143)
5	アントン県等	(138)
6	チャチューンサオ県等	(137)
7	ナラティワット、シンプリ県	(135)
8	その他 59 県	(138)

注 1バーツ≒2.74円 2001年

第1部 2001～2002年の海外情勢
 第2章 労働条件等の動向と対策
 第2節 アジア
 マレーシア
 賃金・物価

実質賃金上昇率は、2001年は2.4%となり、落ち着いた伸びとなった。消費者物価上昇率も1.4%と安定して推移した。

表1-61 マレーシアの賃金・消費者物価上昇率の推移

(%)

	1997年	1998	1999	2000	2001				
					1～3月	4～6	7～9	10～12	
実質賃金上昇率	5.9	-2.7	-1.7	12.9	2.4	-	-	-	-
消費者物価上昇率	2.6	5.3	2.8	1.5	1.4	1.5	1.6	1.4	1.2

資料出所：マレーシア大蔵省「Economic Report 2000/2001」、
 政府ホームページ「National Summary Data Page」
 内閣府「海外経済データ」

注 前年（同期）比。
 実質賃金上昇率は、製造業の月間実収賃金

第1部 2001～2002年の海外情勢

第2章 労働条件等の動向と対策

第2節 アジア

フィリピン

1 賃金・物価

消費者物価上昇率は、1998年に通質ペソの下落による燃料や日常品価格の値上がりから9.7%と上昇したが、1999年以降徐々に低下している。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1部 2001～2002年の海外情勢
 第2章 労働条件等の動向と対策
 第2節 アジア
 フィリピン
 2 労働時間

フィリピンの非農林漁業労働者の週当たり実労働時間は、近年、46時間前後で推移しており、2000年の実労働時間は45.8時間となった。

表1-62 フィリピンの賃金・消費者物価上昇率の推移

表1-62 フィリピンの賃金・消費者物価上昇率の推移

(%)

	1997年	1998	1999	2000	2001			
					1～3月	4～6	7～9	10～12
賃金上昇率	-	-	7.5	6.9	-	-	-	-
消費者物価上昇率	5.9	9.7	6.6	4.4	6.1	6.8	6.6	6.4

資料出所：フィリピン労働・雇用統計局統計
 内閣府「海外経済データ」

注 前年（同期）比。

賃金上昇率は、非農業の月間実収賃金。

第1部 2001～2002年の海外情勢

第2章 労働条件等の動向と対策

第2節 アジア

フィリピン

3 労働条件対策

2002年4月、フィリピン議会下院は、女性に対する差別を禁止する規定を強化する労働法改正案を提議した。同改正法案の主な概要は以下のとおり。

女性に対する差別禁止強化のための労働法改正案

- ・採用、昇進、技能訓練や研修機会、奨学金の取得等において男性を優遇する使用者の非合法的な行為を明確に禁止する。
- ・採用のプロセスにおいて男性応募者を優先することを禁止する。特に女性も同等の能力がある場合は厳しく禁止する。
- ・解雇または、経費削減方針の適用による労働条件の変更の際に、女性労働者を不公平に評価することを抑制する。

改正法案の提出に対し、フィリピン経営者連盟(Ecop)は、「現行労働法は、女性差別問題に関し、十分規定しており、労働法の改正は必要ではない。また、判例法において、経営者は、自己の判断と裁量に基づき、労務管理の全ての側面を管理・監督することが認められている。」と反論している。

表1-63 フィリピンの週当たり実労働時間の推移

	(時間)					
	1995年	1996	1997	1998	1999	2000
非農林漁業	46.6	46.2	45.9	45.5	46.3	45.8
うち製造業	44.6	44.0	44.3	43.9	44.5	43.9

資料出所：ILO「Yearbook of Labour Statistics 2001」

注 週当たり実労働時間。毎年10月の数値。

第1部 2001～2002年の海外情勢

第2章 労働条件等の動向と対策

第3節 大洋州

オーストラリア

(注)未消化のまま残った休暇(前年の繰り越し分を含む)を金銭により補償するものである。オーストラリアでは、年次有給休暇の日数や繰り越し限度については、裁定(Award)や職場協約(Workplace Agreement)で決まっているが、退職、転職の際の残余の年次有給休暇や長期勤続休暇については金銭により補償されている。

なお、長期勤続休暇は、一定期間以上の長期にわたる継続勤務に対して、長期間の連続休暇を与えるもので、連邦の仲裁裁定が適用される労働者の場合(その他州法等によりこの休暇を認められる者も存する)、継続勤務15年で13週の長期勤続休暇の権利を取得する。この制度は、もともとニューサウスウェールズ州の公務員がイギリスへ帰国するため離職したがるのを防止する目的から発生したといわれ、州レベルから発展してきた。オーストラリア以外の国においては、あまり類例がないといわれるが、趣旨としては近時日本企業の一部で導入されつつあるリフレッシュ休暇に近似している。

第1部 2001～2002年の海外情勢
第2章 労働条件等の動向と対策
第3節 大洋州
オーストラリア
1 賃金・物価

全産業雇用者の週当たり賃金の上昇率は、2001年は2000年と同じ4.7%となった。消費者物価上昇率は2000年7月に導入された財・サービス税(GST)の影響から、2001年も4.4%となった。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1部 2001～2002年の海外情勢
第2章 労働条件等の動向と対策
第3節 大洋州
オーストラリア
2 労働時間

製造業労働者の週当たり実労働時間は、2000－2001年度は前年度同様38.7時間となった。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1部 2001～2002年の海外情勢

第2章 労働条件等の動向と対策

第3節 大洋州

オーストラリア

3 企業倒産時の労働債権保護策の強化

2001年9月20日、アボット雇用・職場関係・小企業大臣は、企業倒産等の際の労働債権保護策の強化を発表した。その経緯及び概要は以下のとおり。

表1-64 オーストラリアの賃金・消費者物価上昇率の推移

表1-64 オーストラリアの賃金・消費者物価上昇率の推移

(%)

	1998年	1999	2000	2001				
				1～3月	4～6	7～9	10～12	
名目賃金上昇率	2.8	1.6	4.7	4.7	1.7	1.1	1.3	0.7
消費者物価上昇率	0.9	1.5	4.5	4.4	6.0	6.0	2.5	3.1

資料出所：内閣府「海外経済データ」

注 賃金は全産業雇用者の週当たり賃金。前年（期）比。消費者物価上昇率は前年（同期）比。

表1-65 オーストラリアの週当たり実労働時間の推移

表1-65 オーストラリアの週当たり実労働時間の推移

(時間)

	1998 - 99年度	99 - 2000年度	2000 - 01年度	
製造業		39.0	38.7	38.7
産業計		35.6	35.7	35.6

資料出所：オーストラリア統計局「Yearbook Australia 2002」

注 各年度は7月～6月

(1) 経緯

オーストラリアにおいては、企業の倒産等の際に未払の労働債権を補償する制度として、2000年2月より労働者債権支援制度(Employee Entitlement Support Scheme：EESS)が存していた。同制度は、連邦並びに州及び準州が設立した基金により、最大4週間分の未払賃金等の労働債権を20,000豪ドルを限度として労働者に支払うものである。

しかし、2001年9月12日、オーストラリア第2位の航空会社であるアンセット航空(AAA)が、管財人の管

理下に入り、事実上倒産した。この結果、同社の労働者に対する未払の労働債権が生じたが、政府は9月18日、特別労働債権補償制度(Special Employee Entitlements Scheme : SEESA)を発表し、当該労働債権につき全額を補償する措置を講ずるとした。同時に政府は、倒産等の際の一般的な未払賃金等の労働債権の補償制度として、上記のEESSに代わり、新たに一般労働者債権補償制度(General Employee Entitlements and Redundancy Scheme : GEERS)を創設し、倒産等の際の未払の労働債権の保護を強化することとし、今般の制度改正となったものである。

(2) 発表の概要

- 1) 企業が倒産した際に労働債権を確保できなかった労働者(使用者の親族等を除く)は、新設の一般労働者債権補償制度(GEERS)により、労働債権の100%を確保することができるようになる。
- 2) 今回の労働債権保護施策の強化は、政府が、アンセット航空の事実上の倒産により失業者となった労働者の法定及び地域の基準に基づく労働債権を救済するとの発表に続くもので、この保護策によって、今後も連邦政府は、解雇された労働者の労働債権が確保できない場合に、当該労働者の法定及び地域の基準に基づく労働債権を補償していくこととなる。
- 3) 我々は、労働党政権下にある州が、その責任を自覚するまで待っていることはできない。
- 4) GEERSは既存の労働者債権支援制度(EESS)に代わるもので、2001年9月11日以前の倒産に基づく申請には労働者債権支援制度が適用され、2001年9月12日以降の倒産によるものには一般労働者債権補償制度が適用される。
- 5) GEERSで支払われるものは、以下のとおりである。
 - ・ 未払賃金の全額
 - ・ 年次有給休暇の権利に基づいて生じた債権の全額(注)
 - ・ 長期勤続休暇の権利に基づいて生じた債権の全額(注)
 - ・ 解雇予告手当全額
 - ・ 最高8週間の剰員解雇手当(地域基準による)
- 6) この新たな制度は、給付額算定の基礎となる年間所得の上限を75,200豪ドルとしていることを除き、アンセット航空の労働者に対する救済措置を大きく反映している。なお、年間所得の上限については、それ以上の所得がある労働者もGEERSの適用を受け、当該労働者の年間所得は75,200豪ドルであるものとして給付金が支払われる。この所得上限額は、毎年物価スライドする。

第1部 2001～2002年の海外情勢
第2章 労働条件等の動向と対策
第3節 大洋州
ニュージーランド

(注1)政府は、昨年、成年最低賃金の対象年齢を20歳以上から18歳以上に引下げることと決定し、2001年3月5日より施行された。

(注2)上記と同時に、若年最低賃金を今後2年間で成年最低賃金の80%まで段階的に引上げることと決定しており、今回の改定は、これを踏まえたものである。

第1部 2001～2002年の海外情勢
第2章 労働条件等の動向と対策
第3節 大洋州
 ニュージーランド
 1 賃金・物価

全産業時間当たり賃金上昇率は、2001年は3.1%となった。

消費者物価上昇率は、2001年は前年同様2.6%となった。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1部 2001～2002年の海外情勢
第2章 労働条件等の動向と対策
第3節 大洋州
 ニュージーランド
 2 労働時間

非農林水産業雇用者の週当たり支払い労働時間は、2000年は38.2時間となった。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1部 2001～2002年の海外情勢

第2章 労働条件等の動向と対策

第3節 大洋州

ニュージーランド

3 最低賃金の引き上げ

2002年11月30日、マーガレット・ウィルソン労働大臣は、法定最低賃金を3.9%引上げ、現行の時給7.70ニュージーランド・ドル(約446円。1NZドル≒57.94円、2002年3月)を8.00NZドル(約464円)とすることを発表した。この最低賃金の引上げは、18歳以上の労働者に適用される(注1)。

16歳及び17歳に適用される若年最低賃金は、現行の時給5.40NZドル(約313円)から6.40NZドル(約371円)へ引き上げられることになった(注2)。新賃金は2002年3月18日から適用となる。

今回の最低賃金引上げにより、20歳以上の成年者については約5,500人、また、16歳及び17歳の若年者については約6,900人が、対象となると見られる。

また、現行の職業訓練時賃金の最低賃金適用除外規定が廃止され、若年最低賃金と同水準の職業訓練時賃金は若年最低賃金と同額の時給6.40NZドルが適用される見込みである。

表1-66 ニュージーランドの賃金・消費者物価上昇率の推移

表1-66 ニュージーランドの賃金・消費者物価上昇率の推移

(%)

	1997年	1998	1999	2000	2001				
						1～3月	4～6	7～9	10～12
名目賃金上昇率	4.3	2.4	2.9	1.7	3.1	3.1	3.3	3.4	3.3
消費者物価上昇率	1.2	1.3	-0.1	2.6	2.6	3.1	3.2	2.4	1.8

資料出所：ニュージーランド統計局「Labour Market Statistics 2001」

OECD「Main Economic Indicators」

注 数値は前年(同期)比。

賃金は全産業時間当たり賃金上昇率。年数値は各年2月の数値。

表1-67 ニュージーランドの週当たり支払労働時間の推移

表1-67 ニュージーランドの週当たり支払労働時間の推移

(時間)

	1996年	1997	1998	1999	2000
労働時間	38.9	38.6	38.3	38.2	38.2

資料出所：ILO「Yearbook of Labour Statistics 2001」

注1 非農林水産業雇用者の週当たり支払い労働時間。

各年2月の数値。

●関係団体の反応

今回の最低賃金額改定に関して、使用者側の「ビジネスNZ(Business New Zealand)」は、「政府は今回、本来7.96NZドルであるところを、切りよく8.00NZドルとして使用者側によけいな手間(コスト)をかけないように配慮したと言っているが、これにより、本来3.4%ですんだ上昇率が3.9%となるのであるから、使用者側にとっては明らかなコスト増である。また、今回の3.9%をもとに、その他の労働者との賃上げ交渉を行わなくてはならなくなる。」と批判している。

一方、ニュージーランド労働組合評議会(NZ Council of Trade Union)は、今回の政府の決定を歓迎しながらも、国会議員の報酬が大きく上昇(4%~5.5%)していることには疑問であると述べている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare